

平成18年 3 月 6 日（月）議事日程

開 会（午前 9 時30分）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告について
- 日程第 4 議案一括上程
町長提案 議案第23号～議案第50号
町長の施政方針及び提案理由の説明

午前 9 時31分 開会

○議長（坂口久信君）

皆さんおはようございます。平成18年太良町議会 3 月定例会の開会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

町長の 3 月定例会の招集告示に基づき、応招出席のお知らせをいたしましたところ、議員各位には公私とも大変御多用の中、全議員御出席いただき、厚くお礼を申し上げます。

本定例会は、平成18年度当初予算を審議する最も重要な議会でありまして、提出された議案は、平成18年度予算案及び平成17年度補正予算案のほか、太良町国民保護対策本部条例の制定などが含まれ、地方自治体が急激な変貌を遂げつつある中で、活力ある豊かなまちづくりをどう進めていくか、町民生活にとって重大な関心のあるものばかりで、かつその内容も多種多様にわたっております。

国、地方ともに厳しい財政状況のもと、太良町におきましても行財政改革が進められておりますが、町の未来を展望するとき、時代の要請に即応した地域の振興、環境、教育、高齢者等福祉の諸問題に適切にこたえるという観点からどのような施策を拡充していくか、特に近年極めて不振な農林水産、商工観光業の打開策と将来展望を含めて、計画的な施策の実施を検討していくことが必要ではないでしょうか。

行政の進展は、議会と執行部が提案と審議、そして議決と執行の権限を分かち合い、その機能を十分に発揮することにあると思います。

施政方針並びに議案の内容につきましては、後ほど町長から説明されますが、議会といたしましては、1 万 1,000 町民の福祉増進の見地から十分な検討を加え、町民の要望にこたえるべく諸施策を町政運営に力強く反映するよう努力したいと存じます。

したがって、会期も相当の日数を予定しております。何とぞ、議員各位の厳正な審議によりまして一層の行政効果が発揮されますよう、また、適正にして妥当な議決に到達いたしますよう念願をいたします。

ただいまの出席議員数は16人です。定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。
ただいまから平成18年第2回太良町議会定例会第1回を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議案集の3ページに議事日程がございますので、ごらん願います。

本日の議事を議事日程表のとおり進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（坂口久信君）

日程第1. 会議録署名議員の指名について。

会議規則第114条の規定により、本会期の署名議員として5番久保君、6番吉田君、7番
恵崎君、以上の3君を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（坂口久信君）

日程第2. 会期の決定についてを議題といたします。

表紙の次、1ページ、2ページをごらん願います。

本会期案につきましては、去る3月2日、議会運営委員会を開催し、まとめたもので、本
日から3月22日までの17日間といたしております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、会期は案どおり本日から3月22日までの17日間と決定いた
しました。

日程第3 諸般の報告について

○議長（坂口久信君）

日程第3. 諸般の報告について。

まず、議長より報告をいたします。

太良町土地開発公社の平成17年度の事業報告書、決算諸表が地方自治法第243条の3第2
項の規定に基づき提出されております。後ほどごらん願います。

次に、町長より行政報告の申し出がっておりますので、これを許可します。

○町長（百武 豊君）

諸報告を申し上げます。

12月議会以降における火災発生状況について御報告をいたします。

火災の発生件数は、2件でございます。

一つ目は、火災発生日が平成18年1月7日、土曜日、油津地区で発生をいたしております。
通報時間が午後3時7分、鎮火の時間が午後3時32分、被災地、太良町大字多良1418番地で
あります。中川満藏氏——故人でございますけど、この人の所有でございまして、火災の程

度は住宅の全焼、死者が1名。火災の原因については、電気こんろで煮炊き中放置をし、付近の可燃物に着火し、延焼拡大したものであります。

2番目に、火災の発生日は平成18年2月13日、月曜、黒金地区で発生をいたしております。通報時間が午後2時32分、鎮火の時間が午後3時25分であります。被災地は、太良町大字大浦己1124番地の2、市丸シズエ氏の原因者であります。火災の程度は、山林の約4アール。火災の原因は、剪定くずを焼却中、飛び火、延焼拡大したものであります。

以上であります。

また、喰場地区行方不明者捜索についても御報告をいたします。

一つ、出勤日が平成18年2月9日、午前9時から午後2時まで。2、出勤者は、消防団幹部ほか142名。3が状況でありますけれども、喰場地区の87歳の老人の方が午前1時より行方不明となられ、団員が中路川右岸の畑で発見したが、既に死亡されていたという状況であります。

以上、御報告を申し上げます。

○議長（坂口久信君）

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 議案一括上程

○議長（坂口久信君）

日程第4. 議案の上程。

町長提案の議案第23号から議案第50号までを一括上程いたします。

町長の施政方針及び提案理由の説明を求めます。

○町長（百武 豊君）

それでは、皆さんおはようございます。本日、ここに平成18年第1回定例議会を招集いたしましたところ、議員の皆様には御健勝にて御出席を賜り、まことに御同慶に存じますと同時に、町政発展のため、日ごろより御尽力をいただいておりますことに対し、厚くお礼を申し上げます。

今議会におきましては、議案第23号から議案第50号までを提案いたしております。施政方針との関係から、議案第43号 平成18年度太良町一般会計予算（案）から議案第50号 平成18年度太良町漁業集落排水特別会計予算（案）について説明をいたし、その後、議案第23号から順次説明をいたしますので、前もって御理解をお願いいたす次第であります。

それでは、平成18年度の町政運営について所信を申し述べ、議員各位並びに町民の皆様のお理解と御協力を賜りたいと存じます。

平成15年5月から開始された太良町と鹿島市の合併協議は、平成16年6月の住民投票を受け、昨年3月の定例議会において両市町による合併協議会廃止議案が可決をされ、住民投票の結果を尊重した形で決着が図られました。それまでの協議の中ではさまざまな議論がなさ

れまして、議会並びに町民の皆様の心労がいかばかりであったかと拝察をいたしております。

これまでの協議をむだにしないためにも、私はこれまで以上に精いっぱい努力をいたす所存でございます。議会としてもさらなる御協力と御支援を賜りますようお願い申し上げます。

ところで、国におきましては、「地方にできることは地方に」との方針のもと、地方分権を推進するた、三位一体の改革実現に取り組まれておりますが、その総仕上げとして補助金改革、国から地方への税源移譲、そして地方交付税の見直しなどが今国会に提案されております。

地方財政計画でも、三位一体の改革を盛り込んだ計画となっており、地方交付税を初めとする一般財源については、平成17年度水準を確保されていますが、都市部と地方の税収には大きな偏在があり、今後どのような調整が図られるのか、推移を見守っていく必要があると考えております。

国と地方の行財政制度の大きな変革の中、太良町の平成18年度当初予算では、行財政改革プランや中期財政計画をベースに、平成19年度以降につながる改革予算であるということを念頭に予算編成を行ったところであります。

太良町は自立の道を選択したわけではありますが、市町村合併をする、しないにかかわらず、行財政改革は避けて通ることはできません。今後の厳しい財政状況に的確に対処をするため、私は昨年5月、行財政改革推進本部を設置し、これまで陣頭指揮をとってまいりました。8月には第1回の行財政調査委員会が開催をされ、10月に住民説明会を交え、委員の皆様には慎重審議をいただき、去る11月21日に「太良町行財政に関する答申書」をまとめられております。

平成18年度の予算編成に当たっては、1月の臨時議会において、行財政調査委員会の答申に基づく行財政改革関連議案を御審議いただき、その結果を予算に反映させ、今回提案の新年度予算といたしております。

この中では、投資的事業や一般行政経費の事業の重点化、そして効率化など、さらなる見直しを行い、改革元年としておおむね行財政改革プランに沿った形での予算編成を行ったところでありますが、さらに歳出を見直し、町税などの住民負担を極力抑えるよう努力をいたしております。

漁港事業や広域農道整備事業などの継続事業や公債費の増加により不足する財源につきましては、基金の取り崩しや一般公共事業債などの起債による財源手当をいたしております。

今後、地方を取り巻く環境は厳しさを増し、地方自治体が自主的に、かつ自立して生き残っていくために、行政と議会、住民が一丸となって行財政改革に取り組んでいく必要があるものと考えております。

財源がない場合には智慧を絞り、目的達成のために何をすべきか、いかに創造性を働かせ

てまちづくりを行っていくのか、安心して暮らせる住みよい町づくりをともに考えていくことが、今、この太良町に必要とされております。私は、明るい太良町の未来を信じ、粉骨砕身努力していく所存であります。

以上申し述べましたように、財政的に厳しい中での予算編成でございましたけれども、今後の発展的な事業展開が見込まれるものや喫緊の課題につきましては、十分配慮した予算といたしております。

町長就任以来、一貫して私の政治信条といたしております「豊かな人と文化の町づくり」、さらに「豊かさが生きる力強い産業の町づくり」、そして「豊かな心ふれあう健康と福祉の町づくり」、これら3本の柱を町政運営の理念として町民の負託にこたえ、豊かさと安心を実感できるふるさとづくりを継続して取り組んでいく覚悟でございますが、これからの難局を乗り越えることは大変厳しいものがあると考えております。私の足りざるところ、議会並びに町民の皆様のご理解と御協力を得ながら、確実に行財政改革を進め、自立した町づくりを行っていきたくと考えておりますので、重ねて御協力をお願い申し上げる次第であります。

さて、我が町の財政状況を見ますとき、財政構造の弾力性を示すいわゆる経常収支比率は、平成16年度決算で92.5%、公債費比率も12.1%と年々増加の一途をたどっております。経常収支比率につきましては、県平均を上回った数値となっており、財政の弾力性、柔軟性は急速に失われつつあります。これは歳入における一般財源、特に地方交付税の落ち込みによる影響が大きいものと考えております。

また、歳出では、しおさい館や小・中学校、社会体育施設などの建物に係る運営費や維持補修費の増加、国や県からの事務事業の移譲などが増加の要因と考えられております。今後は、公共施設の運営方法、イベント事業を初めとするソフト事業についても、さらに踏み込んだ形で議論を行い、経費削減を図っていく必要があると考えております。

さて、町政運営につきましては、平成14年度からスタートいたしました第3次太良町総合計画は、平成18年度が計画の前半最後の年となっております。この総合計画では、太良町の明るい将来を目指した町づくりの実現に向け、六つの基本的な施策の柱を掲げ、取り組んでおります。

まず、第1番目の「賑わい・たらー活気のある産業のまち」、2番目の「安心・たらー健やかな福祉のまち」、3番目には「潤い・たらー快適な生活環境のまち」、4番目の「広がり・たらー活発な交流のまち」、5番目に「きらめき・たらー学び楽しむ文化のまち」、最後には「創造・たらー共に創るまち」、これら六つの施策であります。

自然との共生に向けたまちづくり、交流を通じ、自然、歴史、文化、産業等の地域資源を生かした産業の展開、多様化した住民ニーズに対するサービスの提供のあり方等、町民と役場が一体となり、よりよい町を創造していくことを基本といたし、その実現に向け、「太良町に住んでよかった」と言われるような、これからも「対話と協調と誠実」、「公平と

公正」を信条として、町政に取り組んでまいります。

それでは、平成18年度の重点分野について、総合計画の六つの基本的な施策の柱に沿って申し上げます。

最初に、町政運営の指針の第1の柱であります「賑わい・たら－活気ある産業のまち」について申し上げます。

産業の活性化は、住民生活に対して活気を与え、にぎわいをもたらす非常に重要な政策の一つであります。太良町の課題である少子・高齢化や若者の定住化を図る上では、緊急かつ思い切った取り組みや対策が望まれております。

我が町の基幹産業は農林水産業であります。その環境は依然として厳しく、解決策が見出せない状況にあります。後継者不足や高齢化問題、遊休農地の拡大、担い手の育成やノリ養殖への不安、海産物、林産物の不振など、農林水産業にとっては大変厳しい環境が続いております。三位一体の改革で財政が逼迫する中で、今後は、国、県との密接な連携を図りながら、各種施策の実現に最大限の努力をしてみたいと思います。

まず、農業におきましては、食の安全・安心が叫ばれております。米国産牛肉の輸入再開問題でも、安全性の確認ができなかったことから、消費者は受け入れを拒否しました。安全な食への関心が高まっている今、食育基本法の施行をきっかけとし、食のあり方について見直しがなされております。

町の基幹産業であるミカンにつきましては、安定的に供給する生産体制を整備するため、担い手への園地集積を図りながら、優良中晩かん類への転換を進める果樹産地構造改革を農業団体とともに推進してまいります。

地産地消に取り組む第一歩として、伊福のたらふく広場に、直売所のたらふく館に続いて漁師の館がオープンしましたが、地元でとれた安心・安全な農産物や魚介類の販売により、太良町のイメージアップと活性化のシンボルとなることを願っております。

今後は、活性化センターゆたたり館を中心に、民間活力による利用拡大により、たらふく広場をさらに整備充実するよう推進してまいります。

また、担い手の確保、農地集約化によるコストの削減、遊休農地の活用等により、経営感覚にすぐれた農業経営者の育成やブランド化等の促進を図ります。

林業におきましては、森林の公益的機能の維持、木材生産、保健休養を計画的に整備を図り、森林の保護と多良岳優良材の生産を進めてまいります。主伐後の林地の広葉樹林化や複層林化等は引き続き取り組んでまいります。

漁業におきましては、平成13年度から竹崎カキの試験養殖に取り組んでまいりましたが、昨年からは本格的に出荷できるようになったことは、町の漁業にとりまして大変明るいニュースでありました。竹崎カキの特徴は、むき身率が高い。二つ目には、塩分が低くまろやかである。三つ目には、色がよくプリプリ感が強い。これらが挙げられます。他産地との比較な

どをいたしました。他の追随を許さない、一番おいしいと自信を持っております。また、国道のカキ焼き屋さんのお話によりますと、福岡など遠方のお客さんの評判は大変高いと伺っております。

一元集出荷体制ができたので、今後は販売先の確保などに取り組み、安定した生産と出荷体制ができるよう最大限の応援をしたいと考えております。

太良町の農林水産業の体質的強化を図るためには、まずもって生産者の方にやる気を出していただき、その上で行政と各生産団体とともに生産者への助言や指導、さらにやる気を出していただけるようなめり張りのある施策を三者一体となっていく必要があると考えております。

次に、商業や観光の振興について申し上げます。

商業の振興につきましては、農林水産業や観光産業と連携した太良町の個性や魅力を持った商店形成、飲食店の整備が必要だと思っております。

伊福埋立地については、継続した整備を行うことにより、交流人口の増大と地域経済の活性化、さらには雇用の創出を図ることができるものと大いに期待をいたしております。

また、既存企業の経営支援のために、中小企業資金融資に対する保証料の補給を引き続き行ってまいります。

観光面におきましては、自然と食に恵まれた太良町のよさを最大限にアピールするために積極的に情報を発信いたし、多良岳と有明海にはぐくまれたミカン、牛、豚、イチゴ、プロイラー、さらには竹崎カニ、竹崎カキなどの山海の食の魅力を、地域産業を生かした体験型観光と結びつけながら、観光客の方が何度でもリピーターとしておいでになれるよう、魅力のある観光振興策を図ってまいります。

第2の柱であります「安心・たらー健やか福祉のまち」について申し上げます。

太良町におきましては、年々高齢化率が増加いたしております。既に27%を超えており、住民4人に1人が高齢者となっております。安心を提供するまちづくりのかなめとして、現在、しおさい館を運営しておりますが、地域福祉の拠点としての事業を積極的に展開し、町民の健康管理の拠点としても重要な役割を担っており、高齢者のみならず、全町民が気軽に利用できるようなサービスの提供を図ってまいります。

保健事業としまして、これまでの医療機関と一体化した保健サービスの提供を心がけ、病気の早期発見、治療を目指し、健康診査の受診率向上に努めてまいりました。さらにその力点を、発病そのものを予防するいわゆる1次予防に置き、糖尿病などの各種予防教室、栄養教室、手づくり加工食品講習会、生活習慣改善指導や健康運動指導などを通じ、町民の健康増進を図ってまいります。

また、行財政改革プランに沿った分担金、負担金の見直しにより、成人の各種検診事業につきましては、これまで無料で実施してまいりましたが、平成18年度からは1割から2割程

度の自己負担をお願いし、検診事業の継続を図ってまいります。

福祉の充実につきましては、福祉に対する住民ニーズが多岐多様となってまいりまして、太良町地域福祉計画に基づいて住民の意向を十分把握し、福祉全般にわたるきめ細かなサービスを行ってまいります。また、社会福祉協議会、福祉協力員、各種福祉団体と連携し、住民参加型の福祉を目標に事業の展開を図りたいと思います。

高齢者福祉では、介護保険サービスや地域包括支援センターにおける介護の予防、生活支援サービスなどの事業を、児童福祉では延長保育や一時保育などの保育サービス、少子化対策や子育ての支援の一環としては、児童手当の支給対象年齢の引き上げ、町立病院小児科医師の2人体制による夜間診療や緊急時の医療の充実を図り、安心して子供を育てる環境づくりを行っていきます。障害者や障害児や母子福祉等の福祉事業等、多岐にわたるきめ細かな配慮をしてまいります。

生まれてから生涯を閉じるまで、住みなれた地域でいつまでも健康で自立した生活が送れるよう、町民がともに育て合い、支え合える地域づくり、住みよい地域社会づくりに努めます。

次に、第3の柱であります「潤い・たらー快適な生活環境のまち」について申し上げます。

太良町には、豊かな自然環境がいまだに残っており、景観的にも大変恵まれております。その豊かな自然を後世に残すことは、全町民の願望でもあり、責務でもあります。

地球温暖化により生態系の破壊や自然災害などの形で、太良町にも影響が及んでいると考えておりますが、貴重な自然の残る我が太良町において、かけがえのない自然という財産を守っていくことは、私たち全町民にとって最も重要なことでもあります。そういう観点からも、有明海再生に向けた具体的な取り組みを実行し、国、県、他の市町村とも連携をいたし、重要な施策の一つとして環境保全に取り組んでまいります。

また、河川や海の水質保全と快適環境の確保に向け、EM活性液によるところの家庭雑排水等の水質浄化を推進してまいります。

下水道の整備につきましては、今後さらに厳しくなるとされる財政状況の中で、どのような方法なら取り組んでいけるのか、研究してまいりたいと思っております。

ごみの減量化と再資源化につきましては、リサイクルセンターを拠点とし、環境に優しい循環型の地域社会を目標に、EMボカシの普及拡大等を図り、婦人会や事業所の御協力をいただきながら推進してまいります。

生活安全の確保といたしましては、日本が武力による攻撃を受けた場合、または大規模なテロ等があった場合に、国や県、市町村が住民を守る仕組みを定めたものとして、国民の保護に関する基本方針が平成17年3月に制定されましたけれども、町においても平成18年度中に太良町国民保護計画を策定しなければなりません。この計画策定を踏まえ、太良町国民保護協議会を早急に設置できるよう、条例等所要の準備を進めることといたしております。

また、本年3月より広域消防本部から直接防災無線で火災の緊急放送ができるようになりました。さらに消防自動車を初め、消防施設の充実を図り、今後とも安心・安全のまちづくりに努めてまいります。

第4の柱であります「広がり・たら－活発な交流のまち」について申し上げます。

現在、広域農道が県営事業として平成22年度完成を目標に建設中でありすけれども、一部は供用を開始されており、国道と広域農道を結ぶアクセス道路はますます重要なものになると思っております。住民の利便性向上のために、引き続き道路整備を推進してまいります。

その他、部落内や各部落を結ぶ生活道路の整備につきましても、計画的に推進してまいります。

また、住民の貴重な足でもある路線バスにつきましては、採算性について検討する必要がございますけれども、より効果的な運行方法を模索しながら、引き続き運行経費に対する補助を行っていきたいと考えております。

全町民にとって重要な公共交通機関である鉄路の確保につきましては、長期安定的に維持されるよう県と十分な協議を行い、地域住民の福祉向上に資するよう努力してまいります。

また、並行在来線の経営分離に伴うところの地域振興策については、太良町振興策検討会議の中で協議をいたし、町の振興を図ってまいりたいと考えております。

地域情報化につきましては、電子自治体の推進策として、地域イントラネット基盤施設整備事業が終了をいたしておりますので、それらの利用拡大を図り、町のホームページにつきましても内容をさらに充実させ、情報の積極的な提供に努めてまいります。

さらに、平成16年度から計画いたしました難視聴解消と情報格差是正のためのケーブルテレビ施設整備事業も17年度で終了をいたし、太良町全域がエリアとなりますので、さらにケーブルテレビを活用したところの情報提供に積極的に取り組んでまいります。

第5の柱であります「きらめき・たら－学び楽しむ文化のまち」について申し上げます。

まず第1に、平成17年度に引き続き、幼保小中高総がかり協議会を中心に、「生活習慣100点運動」、あるいは「本の読み聞かせ100点運動」をより一層推進し、特色ある、活気あふれる学校づくりに努め、家庭、地域社会と連携して、生きる力にあふれる子供の育成を図ります。

また、アシスタントティーチャーによるところの、小学校の1年生から英語教育にも取り組み、近き将来、世界に羽ばたく子供たちの育成に力を注いでまいります。

ゆとりのある学校生活を過ごすための一つの取り組みである学校週5日制につきましては、地域で子供を育てる環境を充実させる取り組み、あるいは各種の施策により児童の健全な育成に努めてまいります。

児童・生徒の心の悩みを解決するため、今年度も心の教室相談やスクールアドバイザー等を配置し、児童・生徒の心のケアを図ってまいります。

生涯学習においては、町民の皆様の要望に沿ったカリキュラムを編成し、成人学級なり各種教育講座などを開催してまいります。

また、文化振興では、すぐれた芸術や文化に触れる機会をつくり、活動を支援し、地域に連綿として継承される民俗芸能等の保存や活用、あるいはそれを継承する環境整備についても努めてまいります。

スポーツやレクリエーションにつきましては、太良町体育協会と連携を図りながら、町民皆スポーツを目指し、親しみやすいニュースポーツの教室や大会等を開催するとともに、指導者の育成、各スポーツ団体の育成などにより、生涯スポーツの振興に努めてまいります。

さらに、1年半後に迫りました平成19年度全国高等学校総合体育大会は、男子ソフトボール競技が太良町と鹿島市で開催されますが、太良町、鹿島市合同の実行委員会を設立いたし、実質的には動き始めています。今後はさらに大会の成功に向け、鋭意努力してまいります。

次に、第6の柱であります「創造・たらー共に創るまち」について申し上げます。

我が町では、各種計画の立案から事業実施に至るまで、町民の皆様からの御意見を取り入れながら各種事業に反映させているところでありますが、「町報たら」やホームページなどによる行政側からの情報提供だけでなく、インターネットなどを活用し、相互に情報交換を行うなど、行政と住民が一体となったまちづくりを行ってまいります。

また、男女共同参画による町づくりも積極的に推進をいたし、各種委員会や協議会などに女性委員の登用を積極的に働きかけてまいります。

以上、平成18年度の町政運営についての所信と重点項目についてそれぞれ申し上げましたが、このほかにも各般にわたって事業の遂行に要するハードとソフト両事業面の費用や、各種団体に対する事業の運営、育成等の補助、あるいはそのほか事務事業に要する経費についても財政措置をいたしております。

次に、特別会計について申し上げます。

老人保健特別会計については、近年の急速な高齢化の進行の中で老人医療費は増大し続けており、医療費全体に占める割合は年々上昇する傾向にあります。町財政においても、医療費の増大による負担増に加え、従来の公費負担割合を平成15年度から19年度までの5年間で3割から5割に引き上げられるなど、厳しい状況になっております。

このような状況の中、老人医療費を適正化するため医療機関への適正な受診指導や保健予防の意識の教育、また、各種相談事業などにより医療費の適正化を図るとともに、保健行政の推進を図ってまいります。

次に、国民健康保険特別会計について申し上げます。

国保については、三位一体改革に伴い、国庫負担と保険料負担を均等にするという基本理論は維持しながら、市町村国保財政の安定化における都道府県の役割、権限の強化を図るため、平成17年度から都道府県財政調整交付金が導入され、市町村国保の健全運営にとりまし

ても心強い制度ではないかと思っております。

被保険者につきましては、全国的に急速に進む少子・高齢化は当町においても例外ではなく、70歳以上の加入割合が増加する一方で、中・高齢者を多く抱える国民健康保険は医療費の増嵩が著しく、さらには長引く経済不況による被保険者の負担能力の低下等、課題は多く、将来にわたって確固とした国保事業運営を行えるよう、平成16年度には税率を改正し、給付と負担の公平を目指してまいりました。

また、17年度から21年度の行財政改革プランによる分担金、負担金の見直しにより、平成18年度から検診事業費の自己負担の割合を1割から2割にお願いし、今後、人間ドック検診事業を初めとする各種保健事業などの予防行政を積極的に推進し、医療費適正化対策を図り、国保事業の健全なる運営に努めてまいります。

次に、山林特別会計につきましては、国内経済の回復がおくれていることや外材の輸入並びに住宅産業の競合などにより、木材価格は長い間低迷を続けております。このようなことから、国の施策も見直しをされ、これまでの木材生産主体から森林の持つ公益的機能の保全に変わってきております。

町有林につきましては、これまでどおり藤津・鹿島地域で取り組んでおります多良岳材ブランドの確立をさらに目指し、森林施業計画の適正な実施による付加価値の高い良質材の生産に取り組んでまいります。

また、水源涵養や土砂流失防止など公益的な機能の保全に向けて、町有林の間伐や枝打ちなどの育成費用として、所要の予算措置を講じております。

次に、町立太良病院事業会計でありますけれども、いよいよ本年4月から新病院の開業と相なります。また、本年は旧病院の一連の建物を取り壊し、跡地を駐車場とする計画で、この工事完了をもって新病院に関するすべての事業が完了することと相なります。

新病院におきましては、新たに介護保険関係事業として、通所リハビリテーション事業と居宅介護支援事業の二つの事業も開業する予定であります。

今後も院内改革を推し進め、町民の皆様から信頼され親しまれる、さらに愛される病院を目指し、なお一層の努力をしてまいります。

次に、簡易水道会計及び水道事業会計について申し上げます。

我が町において、町民の大多数が水道を利用できるまで普及しております。水道は、水循環系の中でも最も町民の日常生活の中に密接に関係する分野であり、今では水道なくしては健康で豊かな生活も、さまざまな経済活動も営めないほどの必要不可欠な社会基盤となっているところであります。

現在、主なる水道施設には集中監視システムを導入しております。これらの機器等を十分活用し、ポンプの運転、配水池の水位状況等を的確に把握いたし、故障等が発生した際はいち早く対応し、断水を最小限にとどめることができるよう努めてまいります。

また、水道水につきましては、平成18年度から料金を値上げいたしますが、これでも県下で一番安い料金を維持しております。良質で安全な水を安定して供給できるために、今後とも施設整備計画や維持管理などを十分考慮しつつ、安定供給に全力を注いでまいります。

竹崎地区の漁業集落排水事業につきましては、平成13年3月に供用開始をし、接続率は現在86%でございますが、今後とも加入率の向上に努めてまいります。

平成18年度の漁業集落排水特別会計は、主に施設の維持管理等に要する経費を予算措置いたしております。

以上、申し上げました方針により編成いたしました平成18年度一般会計当初予算（案）の総額は、歳入歳出それぞれ4,415,000千円であり、前年度と比較して463,000千円の減額、9.5%減となっております。

一般会計と山林特別会計26,000千円を合わせた普通会計では4,441,000千円となり、465,000千円の減額、9.5%減となります。

また、老人保健、国民健康保険、簡易水道、漁業集落排水の各特別会計及び町立太良病院事業会計と水道事業会計のいわゆる地方公営事業法適用特別会計とのトータルは4,336,114千円となり、1,769,384千円の減額、29%減となります。

なお、一般会計ほか、全会計の歳入歳出の総額は8,777,114千円で、前年度と比較して2,234,384千円の減額、20.3%減となっております。

以上をもちまして、平成18年度の施政方針につきましては終わりますけれども、平成18年度の一般会計予算（案）の内容説明につきましては、主要事業一覧表をお手元にお配りしておりますので、それをもとに財政課長に説明をさせ、特別会計予算（案）につきましても、それぞれの担当課長に説明をさせますので、よろしく願いをいたします。

各課長が説明した後に、議案第23号から42号までの提案理由を説明いたしますので、あらかじめ御了承のほどをよろしくお願いいたします。

以上、終わります。

○議長（坂口久信君）

以上で町長の施政方針が終わりました。

暫時休憩いたします。

午前10時18分 休憩

午前10時34分 再開

○議長（坂口久信君）

定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

休憩を閉じ、直ちに会議を開きます。

次に、平成18年度当初予算（案）の概要説明を求めます。

○財政課長（大串君義君）

それでは、ただいまの町長の説明に引き続きまして、議案第43号 平成18年度太良町一般会計予算（案）について御説明いたします。

まず初めに、皆様のお手元に配付しております平成18年度予算資料1により各会計の予算額について説明をいたし、次に、平成18年度予算資料2の主要事業一覧表により事業概要を説明いたします。

それでは、平成18年度予算資料1の1ページをお願いいたします。

平成18年度の各会計の予算額を申し上げます。

一般会計 4,415,000千円、前年度に対し 9.5%の減でございます。

山林特別会計26,000千円、前年度に対し 7.1%の減でございます。

老人保健特別会計 1,351,000千円、前年度に対し 9.1%の増でございます。

国民健康保険特別会計 1,553,000千円、前年度に対し 0.3%の増でございます。

町立太良病院事業会計 1,231,764千円、前年度に対し60%の減でございます。

簡易水道特別会計84,000千円、前年度に対し31.9%の減でございます。

水道事業会計68,750千円、前年度に対し 3.3%の減でございます。

漁業集落排水特別会計47,600千円、前年度に対し 5.8%の増でございます。

続きまして、予算資料2により平成18年度の主要事業について御説明申し上げます。

本来ならば全項目について御説明すべきでございますが、主な事業についてのみ、連番、担当課、予算科目、事業名、予算額、説明欄の順に読み上げて説明にかえさせていただきます。

それでは、1ページをごらんください。

連番1、企画商工課、企画財政管理費の伊福埋立地整備事業 6,300千円は、伊福のたらふく広場の駐車場舗装工事と植木の移殖工事費でございます。

連番3、町民福祉課、老人福祉総務費の介護保険事業 139,570千円は、介護保険事業の広域圏への運営費負担金及び事務費等でございます。

連番4、町民福祉課、老人福祉総務費の老人ホーム入所措置費50,716千円は、養護老人ホーム5カ所、23人分の措置費用でございます。

連番6、町民福祉課、心身障害者福祉総務費の重度心身障害者医療費助成25,196千円は、重度身障者 266人、療育手帳Aの所持者14人に対する医療費の助成費用でございます。

連番7、町民福祉課、心身障害者福祉総務費の居宅生活支援費11,137千円は、身体障害者、知的障害者及び児童に対し居宅生活を支援するための費用でございます。

連番8、町民福祉課、心身障害者福祉総務費の施設訓練等支援費 140,993千円は、身体障害者及び知的障害者の施設訓練等の支援費に係る費用でございます。

2ページをお願いします。

連番9、町民福祉課、総合福祉保健センター管理費はしおさい館の管理運営費用で、町民

福祉課分28,522千円、健康増進課分 4,876千円、合計33,398千円を計上いたしております。

連番10、町民福祉課、地域支援事業費の地域支援事業28,049千円は、介護保険法の改正により従来の在宅福祉と老人保健事業の一部を包括し、介護予防を実施するものであります。

連番11、町民福祉課、児童福祉総務費の放課後児童健全育成事業 6,113千円は、昼間保護者のいない家庭の児童の育成指導のため、放課後に必要な遊びや生活の場を提供すること等を目的としたもので、指導員賃金などを計上いたしております。

3ページをお願いします。

連番13、町民福祉課、児童福祉総務費の子育て相互支援事業委託料 2,095千円は、核家族化や女性の就労等により保育の形態が多様化、個別化し、既存の保育サービスでは対応できない保育ニーズに対応し、安心して子供を産み育てることができる環境づくりを促進するための費用でございます。

連番15、町民福祉課、児童福祉総務費の乳幼児医療費助成10,787千円は、ゼロ歳児から2歳児までの乳幼児の入院、通院、食事療養費の医療費を助成するものであります。

連番16、町民福祉課、指導措置費の保育所運営委託料 274,838千円は、町内3保育園と七浦、鹿島ほかの保育園の措置費用でございます。

連番17、町民福祉課、児童措置費の児童手当措置費 106,680千円は、児童手当の費用でございます。手当額は、第1子及び第2子が月額5千円、第3子以降が月額10千円となっております。また、今年度より小学校3年生から小学校6年生までに対象児童の年齢が引き上げとなっております。

4ページをお願いします。

連番19、健康増進課、保健衛生総務費の母子保健事業 3,438千円は、妊婦及び乳幼児の各健診事業と親子禁煙教室などの費用でございます。

5ページをお願いします。

連番23、健康増進課、予防費の老人保健事業54,186千円は、従来から実施しております老人保健法に基づく各種健診と健康教育、健康相談、訪問指導事業等に係る費用でございます。

6ページをお願いします。

連番24、健康増進課、予防費の予防接種事業13,236千円は、予防接種法と結核予防法による接種費用であります。

連番27、環境水道課、環境衛生費の地域環境整備事業 960千円は、地区内側溝等の整備に係る経費として、工事請負費 400千円と原材料費 560千円を計上いたしております。

連番28、環境水道課、環境衛生費の家庭用合併処理浄化槽設置整備事業費補助金 8,049千円は、5人槽3基分、7人槽17基分の整備補助金を計上いたしております。

7ページをお願いします。

連番29、環境水道課、塵芥処理費のごみ収集運搬処分業務委託の経費として51,720千円を

計上いたしております。

連番31、農林水産課、農業振興費の中山間地域等直接支払交付金76,221千円は、平成17年度から平成21年度までの5カ年事業で、中山間地域における条件不利地域へ支援を行い、農業生産を維持し、農地の多面的機能を確保するもので、対象地といたしまして田の191ヘクタール、畑の621ヘクタールとなっております。

連番32、農林水産課、特産地づくり推進費の太幸早生増産対策事業費補助金3,329千円は、太幸早生の増産対策に係る高畝改植及び高接ぎ、マルチ資材購入に対する補助金であります。

連番33、農林水産課、特産地づくり推進費の魅力あるさが園芸農業確立対策事業費補助金14,003千円は、人と環境にやさしい園芸農業拡大対策事業として取り組むものであります。

連番34、農林水産課、特産地づくり推進費の園芸施設整備事業費補助金2,800千円は、小規模園芸施設の整備に対し、町単独の補助事業として取り組むものであります。

8ページをお願いします。

連番38、土地改良課、農地費の県営広域営農団地農道整備事業（多良岳4期地区）105,416千円は、平成18年度の県営事業費1,050,000千円に対する町の負担金を計上いたしております。

連番39、土地改良課、農地費の県営土地改良事業元利補給補助金22,233千円は、大浦地区土地改良区に対する補助金を計上いたしております。なお、今回、平成18年度で償還が完了いたしますので、町の補助金につきましても平成18年度で終了をいたします。

連番40、農林水産課、林業振興費の民有林林業振興事業等補助金3,653千円は、林業振興に対する補助金1,609千円、担い手育成確保対策事業に対する補助金2,044千円でございます。

連番42、農林水産課、林業振興費の森林整備担い手育成基金助成事業費補助金10,078千円は、林業の担い手育成のための補助金でございます。

9ページをお願いいたします。

連番43、農林水産課、林業振興費の森林整備地域活動支援交付金12,500千円は、森林の持つ多面的機能の発揮を図る観点から、森林所有者等の計画的な森林施業を支援するために交付するものであります。

連番45、農林水産課、水産総務費の有明海漁場環境保全創造事業6,611千円は、県の補助事業として実施するもので、海底耕うんや清掃を行うための事業費であります。事業量といたしまして167ヘクタールを予定いたしております。

連番46、農林水産課、水産総務費の太良町カキ養殖振興事業費補助金5,000千円は、大浦漁協が実施する養殖いかだ作成事業に対する町単独補助金でございます。

連番47、建設課、漁港建設費の広域漁港整備事業（道越漁港）158,082千円は、道越地区

1号防波堤と竹崎地区防波堤先端取り除きに係る事業費であります。

連番48、建設課、海岸保全施設整備事業費の糸岐漁港高潮対策事業83,719千円は、護岸工180メートルの事業費を計上いたしております。

10ページをお願いいたします。

連番50と連番51、企画商工課、商工総務費の廃止路線代替バス運行費補助金 4,391千円と生活交道路線バス運行費補助金 2,542千円は、それぞれ住民生活の足として利用されている路線バスの運行経費に対する補助金を計上いたしております。

連番54、企画商工課、観光費の観光情報広告料 2,400千円は、旅の情報誌などへの広告料を計上いたしております。

連番56、企画商工課、観光費の納涼夏まつり補助金 2,916千円は、太良町納涼夏まつり運営協議会に対する補助金を計上いたしております。

連番57、建設課、道路橋梁総務費の県営道路改築事業費負担金 9,000千円は、伊福の国道207号の改良事業に係る負担金であります。

11ページをお願いします。

連番59、建設課、道整備交付金事業は、広域農道とのアクセス道路整備事業として新規に行う事業であります。工事費や設計測量委託料などの事業費33,273千円を計上いたしております。

連番60、建設課、道路新設改良費の町道新設改良事業42,400千円は、町道の新設改良工事費等を計上いたしております。

連番61、建設課、河川総務費の急傾斜地崩壊防止事業13,000千円は、杉谷地区の擁壁工に係る事業費であります。

連番64、総務課、防災費の県防災行政通信ネットワーク整備事業費負担金 3,100千円は、県が行う防災行政通信ネットワーク整備事業に伴う負担金であります。

連番65と連番67、教育委員会、小学校費及び中学校費の学校管理費、アシスタントティーチャー配置事業各 3,360千円は、英語活動、学力向上、生徒指導の充実を図るため、各学校に1名を配置する経費として予算計上いたしております。

連番66と次のページの連番68、教育委員会、小学校費及び中学校費の学校管理費、学校施設耐震診断委託料各 6,000千円は、小・中学校の校舎等の耐震診断を今年度から計画的に実施することといたしておりますが、まず、18年度分として小学校2棟分、中学校2棟分の予算を計上いたしております。

12ページをごらんください。

連番70、中央公民館、保健体育総務費、高校総体鹿島市・太良町実行委員会負担金 2,500千円は、平成19年の高校総体に向け大会準備を行うための実行委員会事務局運営費として負担するものであります。

連番71、公民館、体育施設整備費の野球場便所改修費18,200千円は、平成19年男子ソフトボールの高校総体会場となります野球場の便所改修費用を予算計上いたしております。

これで資料2による一般会計の主要事業についての説明は終わらせていただきまして、もう一度予算資料1をお願いいたします。

1ページをごらんください。

ただいま申し上げました各事業における財源といたしまして、町税では584,088千円、地方譲与税で153,100千円、地方消費税交付金で84,776千円、地方交付税で1,791,000千円、分担金及び負担金で96,914千円、国庫支出金で303,667千円、県支出金で470,740千円、繰入金で354,196千円、町債で326,000千円、その他の収入で250,519千円、合計いたしますと4,415,000千円の予算措置をいたしたところでございます。

なお、地方交付税につきましては、平成18年度地方財政計画では前年度に対し5.9%の減となっておりますが、この数値を参考に、現段階で見込み得る交付額を推計し、計上いたしております。

また、分担金及び負担金は事業計画による分を見込み、使用料及び手数料につきましては過去の実績等を参考に、1月の臨時議会で議決いただきました料金等の改定による予算額を計上いたしております。

国、県支出金につきましては、各事業計画に基づき収入を見込み、計上いたしております。

町債につきましては、地方債計画及び各事業計画に基づき計上いたしております。

以上で、平成18年度一般会計予算（案）についての説明を終わらせていただきます。

○健康増進課長（江口 司君）

次に、議案第44号 平成18年度太良町老人保健特別会計及び議案第45号 平成18年度太良町国民健康保険特別会計の主要事業について御説明いたします。

主要事業一覧表の13ページをごらんください。

連番72、健康増進課、予算科目は医療給付費負担金1,323,125千円は、入院、入院外、歯科、調剤、食事療養費並びに訪問看護療養費に係る負担金であります。

次に、連番73、健康増進課、予算科目は疾病予防費で10,080千円、これは人間ドック検診助成費で、昨年度より200名減の300名分を計上いたしております。

また、今年度から人間ドック検診費用の自己負担を1割から2割をお願いしているところであります。

以上です。

○農林水産課長（金子武夫君）

次に、議案第46号 平成18年度山林特別会計の主要事業について御説明いたします。

主要事業一覧表の13ページをごらんください。

連番74、経営費の防火線整備委託料は、防火線8,730メートルの整備として1,298千円を

計上しております。

連番75、造林事業費の町有林保育事業委託料 887千円は、町単独事業として実施する枝打ち0.89ヘクタール、間伐2.70ヘクタールの事業費であります。

連番76、流域公益保全林整備事業委託料の18,131千円は、造林補助事業として実施するもので、枝打ち1.01ヘクタール、間伐 42.37ヘクタール、下刈り2.09ヘクタールの事業費を計上いたしております。

連番77、緑資源機構造林保育事業委託料の 2,208千円は、大橋恒産から購入した旧公団造林の枝打ち1.70ヘクタールと除伐 15.63ヘクタールの事業費として計上いたしております。

以上でございます。

○太良病院事務長（毎原哲也君）

次に、議案第47号 平成18年度町立太良病院事業会計の主要事業について御説明します。

主要事業一覧表の14ページをごらんください。

連番78は医療機器購入で、エックス線骨密度測定装置を初め、その他 2 品目 7,752千円を計上いたしております。財源につきましては、国庫支出金 2,584千円、一般会計出資金 2,584千円、病院留保資金 2,584千円を計上いたしております。

連番79は町立太良病院建設整備事業で、総額 150,222千円を計上いたしております。

内訳を申し上げますと、旅費、委託料等の総計費として 2,019千円、旧病院の解体費及び外溝工事費として 148,203千円を計上しております。財源につきましては、企業債49,000千円、一般会計出資金27,610千円、病院留保資金73,612千円を計上いたしております。

以上でございます。

○環境水道課長（米田幸男君）

次に、議案第48号 平成18年度太良町簡易水道特別会計の主要事業について御説明をいたします。

主要事業一覧表は15ページをごらんください。

連番80、建設改良増設費、水道施設改良事業11,600千円は、中畑、蕪田地区給水管切りかえ工事及び亀ノ浦水源地建物改修工事、それから、中畑地区取水施設改良工事を計上いたしております。

次に、議案第49号 平成18年度太良町水道事業会計の主要事業について御説明をいたします。

同じく15ページでございます。

連番81、水道事業改良費、配水管及び水道施設改修事業 9,050千円は、大峰配水池建物改修及び外さく設備工事、それから、栄町地区配水管増補改良工事、それに油津地区配水管改良工事及び片峰地区給水管切りかえ工事の工事費を計上いたしております。

次に、議案第50号 平成18年度太良町漁業集落排水特別会計の主要事業について御説明を

いたします。

同じく15ページでございます。

連番82、竹崎地区漁業集落排水施設費、排水管整備事業 1,000千円は、新規加入分の排水
管新設工事費を計上いたしております。

以上でございます。

○議長（坂口久信君）

以上で、平成18年度当初予算（案）の概要説明が終わりました。

それでは、議案第23号から議案第42号までの提案理由の説明を求めます。

○町長（百武 豊君）

それでは、議案第23号から議案第42号までの提案理由を申し上げます。

まず、議案第23号、それから議案第24号及び議案第25号については、国民保護法に関連す
る議案でありますので、一括して提案させていただきます。

日本が武力による攻撃を受けた場合、または大規模なテロ等があった場合に、国や県、市
町村等が住民を守る仕組みを定めた、いわゆる武力攻撃事態等における国民の保護のための
措置に関する法律、国民保護法が平成16年9月に施行され、国民の保護に関する基本方針で、
国としての国民の保護のための措置の実施に関する基本的な方針が示されたことにより、佐
賀県では平成17年度に佐賀県国民保護計画が作成されました。このことを踏まえ、町におい
ても佐賀県国民保護計画に基づき太良町国民保護計画を平成18年度に作成することが義務づ
けられ、計画作成のための条例等の整備を求められています。

まず、議案第23号は、太良町国民保護対策本部及び太良町緊急対処事態対策本部条例の制
定についてであります。

本案は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の規定に基づいて、
対策本部を設置する必要があるため制定するものであります。

次に、議案第24号は、太良町国民保護協議会条例の制定についてであります。

本案は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の規定に基づいて、
太良町国民保護協議会を設置する必要があるため制定するものであります。

次に、議案第25号は、太良町の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一
部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、太良町国民保護協議会設置に伴う太良町国民保護協議会委員の報酬を制定するも
のであります。

次に、議案第26号は、太良町振興計画審議会設置条例の一部を改正する条例の制定につい
てであります。

本案は、第3次太良町総合計画の後期基本計画の策定に当たり、広く町民の意見を取り入
れるため、審議会委員の構成員を知識経験者から公募委員に変更するものであります。

次に、議案第27号、議案第28号及び議案第29号は、平成18年4月1日から新給料制度の実施に伴い、関係条例の一部を改正するものであります。

まず、議案第27号は、太良町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、1月1日、4月1日、7月1日または10月1日と定められている昇給の時期が、平成18年度から1月1日に統一されることにより、育児休業をした職員が職務に復帰した場合に行う給料の調整を、これまでの復帰した日または1年以内の昇給の時期から、復帰した日及び昇給日の1月1日に変更するものであります。

次に、議案第28号は、公聴会参加者及び議会の請求により出頭した選挙人その他関係人に対する費用弁償支給条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、行政職の給料表が8級制から6級制に変更され、現在の3級が新給料表の2級に切りかえられることによるものであります。

次に、議案第29号は、職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、嬉野町と塩田町の合併による条文の整理及び行政職の給料表が変更になり、4級が3級に、3級が2級に切りかえられ、また、技能労務職の給料表が5級制から4級制に変更されることによるものであります。

次に、議案第30号は、太良町乳幼児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、佐賀県の乳幼児医療助成制度の見直しにより、現在、太良町の乳幼児医療助成制度の対象となっている入院時の食事療養費については、平成18年7月受診分からは医療助成制度の対象外とすることとなるため、改めるものであります。

次に、議案第31号は、太良町母子家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、佐賀県のひとり親家庭等医療助成制度の見直しにより、現在、太良町の母子家庭等医療助成制度の対象となっている入院時の食事療養費については、平成18年7月受診分から医療助成制度の対象外とすることとなるために改めるものであります。

次に、議案第32号は、太良町重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、佐賀県重度心身障害者医療助成制度の見直しにより、現在、太良町の重度心身障害者医療助成制度の対象となっている入院時の食事療養費については、平成18年7月受診分から医療助成制度の対象外とすることと、母子家庭等医療費の助成制度など、ほかの医療費助成制度との均衡を考慮して、1人につき月額500円の利用者負担金の導入を図るために改めるものであります。

次に、議案第33号 太良町農林漁業振興資金の融通に伴う事業の指定及び融資額の限度についてであります。

本案は、農林漁業の振興と経営安定に資することを目的として、平成18年度につきましても、かんきつ経営資金、畜産経営資金及びノリ養殖資金を事業として指定し、融資限度額を40,000千円とすることを提案するものであります。

次に、議案第34号は、太良町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、公営住宅法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、太良町営住宅管理条例の一部を改正するものであります。

改正の内容は、公募によらない他の公営住宅への入居（特定入居）が可能となる事由の拡大となっております。

次に、議案第35号は、太良町消防団条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、太良町消防団第1分団第2部と第3部及び第6部と第7部の合併に伴い、部長を29名から27名に改めるものであります。

次に、議案第36号は、鹿島・藤津地区衛生施設組合理約の一部を変更する規約の一部を変更する規約についてであります。

本案は、市町村合併による一部事務組合の規約の変更が必要となり、変更を行う際には、地方自治法第286条第1項並びに市町村合併の特例に関する法律第9条の2第1項の規定により、全組織団体の協議によりこれを定め、知事の認可を受けることとなっております。この協議を行うに当たり、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第37号は、平成17年度太良町一般会計補正予算（第6号）についてであります。平成17年度太良町一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ57,032千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,971,330千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

それでは、歳出の主なものから説明をいたします。

まず、予算書の35ページをごらんください。

一般管理費の時間外勤務手当 5,000千円の減額補正は、決算見込みによる補正減であります。

文書広報費の印刷製本費 3,295千円の減額は、例規集追録代等の減による補正減であります。

次は、36ページをあけてください。

企画財政管理費の委託料 6,605千円の減額と工事請負費21,731千円の減額は、辺地対策事業及び町単独事業として実施しておりますケーブルテレビ施設整備事業とイントラネット設備移設事業に係る執行残及び入札減等であります。

次は、37ページであります。

電子計算費の電算システム改修委託料 2,113千円は、児童手当の法令改正等によるシステム改修委託料を計上いたしております。

減債基金の基金積立金65,800千円は、今回の補正による剰余金を積み立て、今後の起債償還に備えるための予算措置であります。

次に、45ページをごらんください。

心身障害者福祉総務費の扶助費 8,921千円の減額補正は、児童居宅生活支援費や知的障害者施設訓練等支援費などの精算見込みによる補正であります。

次は、47ページです。

児童措置費の扶助費 7,725千円の減額補正は、児童手当の精算見込みによるものであります。

次は、48ページです。

予防費の委託料10,112千円の減額補正につきましても、老人保健法や結核予防法に基づく各種健診等の実績見込みによる不用額をそれぞれ減額いたしております。

次は、49ページ。

病院費の繰出金28,239千円の追加補正は、新病院建設に係る繰出金の補正で、備品等の起債対象経費の減額により増額いたしております。

環境衛生費の家庭用合併処理浄化槽設置整備事業費補助金 411千円は、7人槽1基を追加整備するための増額補正であります。

次に、51ページであります。

農業振興費の負担金補助及び交付金、中山間地域等直接支払交付金23,779千円の減額は、実績見込みによる補正減をいたしております。

次は、52ページ。

特産地づくり推進費の負担金補助及び交付金、太幸早生増産対策事業費補助金 3,504千円の減額と園芸施設整備事業費補助金 1,370千円の減額は、実績見込みにより補正減をいたしております。

次は、54ページであります。

林業振興費の負担金補助及び交付金の森林整備担い手育成基金助成事業費補助金 662千円は、決算見込みにより追加補正をいたしております。

次に、55ページであります。

漁港建設費は、広域漁港整備事業における委託料の入札減や変更契約による工事請負費等の補正を行っております。

次のページの海岸保全施設整備事業費につきましても、委託料や工事請負費などについて所要の補正を行っております。

次は、59ページであります。

道路橋梁総務費、県営道路改築事業費負担金 6,000千円の減額は、国道 207号伊福地区の県営事業費の減額に伴い補正減をいたしております。

次は、61ページであります。

非常備消防費の備品購入費 1,132千円の減額は、消防自動車の入札減による補正であります。

次は、63ページ。

小学校費、教育振興費の消耗品費 200千円は、愛知県在住の山崎直人氏からの寄附申し出により、多良小学校図書購入費用として補正をいたしております。

次、64ページ。

学校建設費の大浦中体育館耐力度調査委託料 1,960千円の減額補正は、入札減によるものであります。

次は、69ページであります。

体育施設費の工事請負費 2,000千円の減額補正は、野球場改修事業費の執行残及び入札減であります。

次は、70ページから71ページでありますけれども、災害復旧費の補正につきましても、執行残及び入札減であります。

なお、その他の各款においても増額及び減額補正を行っておりますが、それぞれ事業費の確定と確定見込み、入札減等による計数処理であります。

次に、歳入の主なものから説明いたします。

歳入の15ページをごらんください。

15ページから17ページまで、町民税以下、各町税におきまして決算見込みにより補正を行っておりますが、町税全体では 3,069千円の増額補正となっております。

17ページから19ページの所得譲与税や利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、自動車取得税交付金につきましては、県の確定見込みに基づいて補正をいたしております。

19ページの普通交付税につきましては、国の補正予算による地方交付税の増額により、調整分として減額されておりました 4,203千円を増額補正しております。

次に、30ページであります。

財産貸付収入 874千円は、伊福埋立地の新規貸付分等であります。不動産売払収入の土地売払収入 2,923千円は、J Aオートパルたら裏の用途廃止法定外公共物の土地売払収入であります。

教育寄附金につきましては、先ほど説明いたしました山崎直人氏からの寄附金を計上しております。

分担金及び負担金ほか、その他の費目につきましては、各事業及び事務費等の確定、確定見込みに伴う計数整理等であります。

また、8ページの債務負担行為補正や9ページの地方債補正につきましては、それぞれ事業費の確定などに伴う補正であります。

次に、議案第38号は、平成17年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。

今回の主な内容としましては、歳出では12ページをごらんください。

納税奨励費 1,566千円及び退職被保険者等療養給付費13,800千円は、決算見込みによる減額補正をいたしております。

次に、13ページであります。

出産育児一時金は、16人分 4,800千円減額補正をいたしております。

続いて、14ページをごらんください。

高額医療費拠出金 4,641千円は、決算見込みによる減額補正であります。

続いて、15ページ。

疾病予防費は、人間ドック対象者53人分、2,000千円を減額するものであります。

続いて、16ページをごらんください。

一般被保険者保険税還付金 2,088千円、これは決算見込みによる減額補正であります。

直営診療施設勘定繰出金は、町立太良病院施設整備補助金の額が46,095千円に確定したので、1,416千円の減額補正をするものであります。

次に、歳入でありますけれども、9ページをごらんください。

国庫負担金の療養給付費負担金11,358千円は、決算見込みによる減額補正であります。

高額医療費共同事業費負担金 1,161千円は、額の確定により減額補正をし、国庫補助金の財政調整交付金は 255,536千円予算措置をいたしておりましたが、町立太良病院施設整備補助金の額の確定に伴う減額の補正であります。

療養給付費交付金18,009千円は、額の確定により減額補正するものであります。

続いて、10ページをごらんください。

県負担金の高額医療費共同事業費負担金 1,161千円は、額の確定により減額補正するものであります。

共同事業交付金25,382千円は、額の確定により追加補正するものであります。

次に、11ページをごらんください。

他会計繰入金の助産費等繰入金は、16人分、3,200千円を減額補正するものであります。

これらに係る財源については、納税奨励費、退職被保険者等療養給付費、出産育児一時金、高額医療費拠出金及び疾病予防費の減額等に伴い、組み替えによる予算措置を行っております。

次に、議案第39号 平成17年度太良町山林特別会計補正予算（第2号）についてであります。

今回の補正で歳出の主なものを御説明いたします。

8ページをごらんください。

経営費の 206千円の減額補正は、防火線整備事業の決算見込みによる減額でございます。

9ページをごらんください。

造林事業費の委託料 4,570千円の減額補正は、町有林保育事業の枝打ち、間伐等の作業面積の減少と入札減によるものであります。

歳入については、6ページをごらんください。

間伐材等売払収入 449千円の減額補正は決算見込みによるものと、委託金の 497千円の減額補正は緑資源機構からの委託金の精算によるものであります。

7ページの造林事業県補助金92千円の減額補正は、決算見込みによるものであります。

次に、議案第40号は、平成17年度町立太良病院事業会計補正予算（第3号）についてであります。

5ページを見てください。

給与費、看護師手当等 8,000千円の増額補正は、3月末で定年前の退職者が2名出る予定であります。その退職手当特別負担金であります。退職給与金の 4,000千円の減額は、当初退職手当引当金に充当するために計上しておりましたが、退職予定者が出たことにより、その退職手当特別負担金に充当するため、看護師手当等に財源組み替えを行うものであります。この財源といたしましては、予備費を充当いたしております。

それから、7ページから8ページまでの資本的収入の各補正並びに9ページの病院建設費 311,838千円の減額補正は、病院建設事業の額の確定によるものであります。

次に、議案第41号は、平成17年度太良町簡易水道特別会計補正予算（第4号）についてであります。

7ページをごらんください。

総務費 432千円の減額補正は、職員手当及び筆耕賃金等の決算見込みによるものでござい

ます。

8ページをごらんください。

管理費 6,561千円の減額補正は、主に水質検査手数料等でございます。

9ページになります。

建設改良増設費 2,634千円の減額補正は、主に工事完了に伴うものであります。

なお、減額補正額については、予備費へ組み替えをいたしております。

次に、議案第42号は、平成17年度太良町水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。

5ページをごらんください。

原水及び浄水費 1,800千円の減額補正は、水質検査手数料の 1,300千円と動力費 500千円でございます。

なお、減額補正額については予備費へ組み替えをいたしております。

以上でございます。よろしく御審議いただきます。

○議長（坂口久信君）

以上で、町長の提案理由の説明を終わりました。

これをもって本日の議事日程を終了いたしましたので、これにて散会いたします。お疲れさまでございました。

午前11時30分 散会

以上の会議の次第は、職員の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 坂 口 久 信

署名議員 久 保 繁 幸

署名議員 吉 田 俊 章

署名議員 恵 崎 良 司